

令和4年度 西伊豆町教育委員会第5回定例会（議事録）

- 1 開催日 令和4年8月17日（水） 午後2時00分～午後2時34分
- 2 場 所 西伊豆町福祉センター 2階 大会議室
- 3 出席者 鈴木秀輝教育長、高橋浩委員（職務代理）、眞野有吏委員、影山やえみ委員、
長島宗紀委員
[事務局 眞野隆弘、山本みち代]
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 6人

教 育 長：本日の出席者は5名です。過半数に達していますので、ただ今から令和4年度第5回の定例会を開催いたします。まず、議事録の承認についてですが、令和4年7月20日開催の第4回定例会の議事録については、私と眞野委員が確認し署名いたしましたので、ご承認いただいてもよろしいでしょうか。

（委員：全員異議なし）

教 育 長：ありがとうございます。続きまして、今回の議事録署名委員ですが、長島委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（長島委員：了解）

教 育 長：ありがとうございます。それでは議題に入ります。第8号議案「西伊豆町立文教施設等整備委員会規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

眞 野：それでは、第8号議案をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第2号の規定に基づき提案するものでございます。提案理由としましては、現在の委員会の所掌事項は、文教施設等整備事業に関する事項について、「調査・研究」するものでありました。前委員や議員の皆様から「調査・研究」に加えて、「町からの諮問」に対し「答申」する組織に変更した方がよいのではとのご提案がありましたので、今回改正したいものでございます。また、それに関連して「組織」や「会議」の一部も改正したいものでございます。詳細については、担当の山本からご説明いたします。

山 本：では、西伊豆町立文教施設等整備委員会規則の一部改正について、説明させていただきます。ただ今、事務局長より説明がありまして、今回の改正につきましても、文教施設等整備委員会への諮問答申が規定されていないことから、諮問答申が可能な委員会とするため、この点に対して、改正するものでございます。では、資料2ページの新旧対照表をご覧ください。2ページの新旧対照表になります。こちらですが、2条に関しまして、所掌事項の部分ですね、こちらについて、2行目、「調査・研究するものとする」と現行となっておりますが、こちらを「調査・研究し、町長からの諮問に応じて、答申するものとする」という形で、文教施設等整備委員会において、町長の諮問に対して答申しますよという形にしております。続きまして、第3条第2項です。こちらについては、文教施設等整備委員会を組織する構成員となっておりますが、こちらについて、第3号、現行が「PTA等の推薦する者」に対してこちらを「保護

者」に改正し、「第4号、学識経験者」を追加するものとしております。これまでは、PTA会長などを委員としておりましたが、PTAのみならず広く保護者からの委員をお願いしたいと考えて、保護者という言い方に変えております。続いて、第6条第2項でございます。こちら会議についてですが、会議の開催について、現行では「委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことが出来ない。」となっておりますが、改正案では、議決についても、過半数の出席がなければ行うことが出来ないという「委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決を行うことが出来ない。」というふうな改正を予定しております。以上です。

教 育 長：説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問はございませんか。

山 本：こちらは、公布の日から施行するということで、1ページの附則の方で定めさせていただきます。

教 育 長：それでは、第8号議案「西伊豆町立文教施設等整備委員会規則の一部を改正する規則について」賛成の方の挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員ですので、第8号議案については可決されました。続きまして、第9号議案「西伊豆町立文教施設等整備委員会委員の推薦について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、第9号議案をご覧ください。こちらは、西伊豆町立文教施設等整備委員会規則第3条第2項第1号の規定に基づき、西伊豆町立文教施設等整備委員会委員として、別紙のとおり推薦してよいか提案するものでございます。提案理由としては、西伊豆町立文教施設等整備委員会規則の一部改正により、新たに委員の委嘱が必要となったため提案するものでございます。それでは、別紙をご覧ください。別紙お配りしました教育委員会が推薦する委員となっております。変更前ということで、令和2年4月1日現在の前委員さんがこちら6人の方を委嘱しておりました。今回の変更後ということで、まず1人目が、西伊豆中学校の校長先生です。こちらは、備考欄に記載しておりますが、中学校の校長代表ということで、1人を推薦したいということになります。次に2人目が、仁科小学校の校長先生です。小学校の校長代表ということで、今、町の校長会の会長を務めていただいておりますので、小学校の校長代表として推薦をしたいと。最後に、3人目が、仁科認定こども園園長、また伊豆海認定こども園園長ですが、こちらは今2園を兼務しておりますので、認定こども園の園長の代表として推薦をしたいと思います。今まで6人推薦しておりましたが、今回の規則の改正も合わせて、3人に変更し推薦したいと思いますが、ご審議のほどお願いしたいと思います。

教 育 長：何かご意見、ご質問はございませんか。変更後のところで、仁科小学校長の備考のところで括弧で町校長会長って書いてありますけど、年度によって校長会長が、中学校の校長会長になる場合もあるかと思います。そのときは、小学校の校長から代表を出してもらう形になります。

長島委員：前回だと、各校長さん小学校の校長さんが入っていたかと思うですけど、今回代表にするという、まとめるという感じになるかと思うんですけど、今までやっていた人を残すという意味ですか、それとも代表で1人頼むということでしょうか。

真 野：今小中一貫校の準備委員会という組織もありまして、その準備委員会の方には、各校長先生が入っております。そういった形で、この文教施設等整備委員会の方では、小学校の校長先生の代表で1人出てもらって、そちらで話し合われた内容とかは、準備委員会の方で報告していきたいと思います。今まで、全員入っていましたが、少し縮小してという形で、今回提案をさせていただいたというところでございます。

教 育 長：それでは、第9号議案「西伊豆町立文教施設等整備委員会委員の推薦について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。
(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第9号議案については可決されました。続きまして、第10号議案並びに第11号議案は、個人の情報や議会審議前の重要案件が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により秘密会として審議したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。
(委員：挙手全員)

教 育 長：挙手全員です。出席者の3分の2以上の賛成がありましたので、第10号議案並びに第11号議案は、秘密会といたします。

教 育 長：傍聴者にお知らせします。この後の案件は、秘密会となりましたので、大変申し訳ございませんが退席くださいますよう、お願いします。

教 育 長：それでは、第10号議案の「令和4年9月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、第10号議案をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第3号及び第26条第2項第4号並びに西伊豆町教育長に対する事務委任規則第1条第1項第4号の規定に基づき提案するものでございます。それでは、「役場の機構と職員配置（令和4年9月1日（内示）」）をご覧ください。

(秘密会により説明内容及び質疑省略)

教 育 長：それでは、第10号議案の「令和4年9月1日付け西伊豆町教育委員会事務局職員の人事異動について」を採決します。提案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。
(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第10号議案については、可決されました。続きまして、第11号議案の「令和4年第3回西伊豆町議会定例会（9月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

真 野：それでは、第11号議案をご覧ください。こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、町長は議会の議決を得るべき事案の案件を作成する場合に、教育委員会に対し意見を聞かなければならないとなっておりますので、提案するものでございます。では、別紙資料によりご説明いたします。

(秘密会により説明内容及び質疑省略)

教 育 長：それでは、第11号議案の「令和4年第3回西伊豆町議会定例会（9月）提出議案にかかる教育委員会の意見聴取について」を採決します。提案のとおり賛

成の方は、挙手をお願いします。

(委員：全員挙手)

教 育 長：挙手全員です。第11号議案については、可決されました。これで秘密会の議案が終了しましたので、秘密会を解きます。

(秘密会終了)

教 育 長：本日の議事案件はすべて終了いたしました。以上をもって令和4年度第5回の定例会を終了します。皆様、お疲れ様でした。